

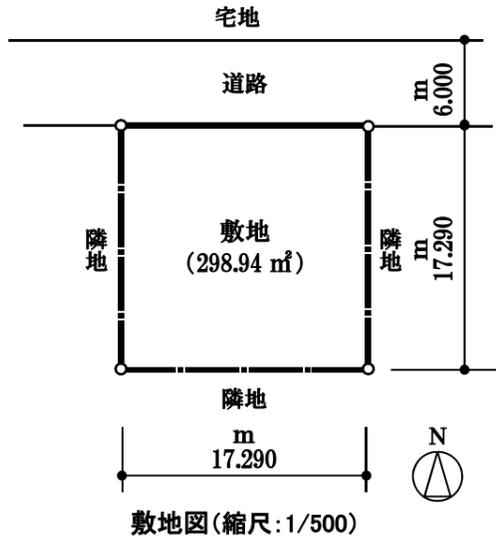
設計課題 「夫婦で営む建築設計事務所を併設した住宅（木造2階建て）」

1. 設計条件

- ある地方都市の住宅地において、夫婦で営む建築設計事務所を併設した住宅を計画する。この建築設計事務所では、通勤所員の他に、建築を学びたい学生に対してオープンデスクの受け入れを行なっている。
- 計画に当たっては、次の①～④に特に留意すること。
- ①屋内の1階部分には通り土間を設け、住宅部分と建築設計事務所部分にはこの通り土間から出入りができるようにする。
 - ②通り土間に隣接し、尚且つ日当たりのよい位置に屋外テラスを設け、食事や休憩などが行えるようにする。
 - ③敷地内には、中木や低木などの樹木を植栽することによって、緑豊かな空間となるようにすると共に、四季の移り変わりを感じることができるようにする。
 - ④共用部分及び建築設計事務所部分は土足利用とし、履物は履き替えないものとする。

(1) 敷地

- 形状、道路との関係、方位等は、右図の通りである。
- 第一種住居地域内にあり、防火・準防火地域の指定はない。
- 建蔽率の限度は60%、容積率の限度は200%である。
- 地形は平坦で、道路及び隣地との高低差はなく、地盤は良好である。
- 電気、都市ガス、上水道及び公共下水は完備している。



(2) 構造、階数、建築物の高さ等

- 木造2階建てとする。
- 建築物の最高の高さは10m以下、かつ、軒の高さは7m以下とする。
- 耐力壁(筋かい等を設けた構造上有効な壁)は、必要な量をバランスよく配置する。
- 外壁の仕上げについては、乾式工法によるものとする。

(3) 延べ面積

- 必ず「170㎡以上、210㎡以下」とする。
(床面積については、ピロティ、玄関ポーチ、駐車スペース、駐輪スペース、屋外テラス等は算入しない。)

(4) 人員構成等

夫婦(共に40歳代)、子ども2人(中学生)、通勤所員(2人)、オープンデスク(2人)

(5) 要求室

下表の全ての室は、必ず指定された設置階に計画する。

部分	設置階・室名	特記事項	床面積
共用部分	1階 通り土間	ア. 床はタイル仕上げの土間スペースとし、建物のエントランスとしての機能を持たせる。 イ. メインの出入口は道路に面した位置とし、南側の庭へ通り抜けることができるようにする。 ウ. 打合せのためのテーブル(4席)を設ける。 エ. 天井高さは、2,700mm以上とする。	適宜
	1階 事務室	ア. 建築設計業務の執務スペースとする。 イ. 6人が執務を行える空間とする。(一人当たりの机の大きさは、1,200mm×700mmとする。) ウ. 通り土間から直接出入りできるようにする。 エ. ミニキッチン及び冷蔵庫、コピー機、本棚を設ける。 オ. 屋外テラスと直接行き来できるようにする。	適宜
建築設計事務所部分	倉庫	・ 棚を設ける。	4㎡以上
	便所(1)		適宜
	洗面所(1)	・ コーナーとしてもよい。	
	(注) 地盤面からの床高さは、200mm以下とし、通り土間及び屋外テラスとは高さをそろえ段差を設けないようにする。		
住宅部分	1階 玄関	ア. 通り土間から出入りを行なう。 イ. 式台及び下足入れを設ける。	適宜
	夫婦寝室	ア. 洋室とし、収納を設ける。 イ. ベッド(2台)を設ける。	
	便所(2)		
	洗面所(2)	・ コーナーとしてもよい。	
	2階 居間 食事室 台所	ア. 洋室とし、1室にまとめる。 イ. キッチン、対面キッチンとしてもよい。 ウ. 日照に配慮する。	適宜
	子ども室(1)	ア. 洋室とし、収納を設ける。 イ. ベッド及び机、いすを設ける。 ウ. 日照に配慮する。	9㎡以上
	子ども室(2)	ア. 洋室とし、収納を設ける。 イ. ベッド及び机、いすを設ける。 ウ. 日照に配慮する。	9㎡以上
	便所		適宜
	浴室		
	洗面脱衣室		
納戸			

(6) 屋外施設等

屋外に下表のものを計画する。

駐車スペース	・ 普通乗用車1台分の駐車スペースを設ける。
駐輪スペース	・ 3台分の駐輪スペースを設ける。
屋外テラス	ア. 日当たりに配慮した位置とし、面積は、15㎡以上とする。 イ. 通り土間に隣接させる。 ウ. 庭の緑を眺めながら食事や歓談などができるようにする。 エ. テーブル(6席)を設ける。
緑化計画	ア. 庭を中心に10本以上の樹木を植栽する。 イ. 道路に面した位置に、合計5㎡以上の花壇又は植栽スペースを設ける。

2. 要求図書

- 下表より、答案用紙の定められた枠内に記入する(寸法線は、枠外にはみだして記入してもよい)。
- 図面は黒鉛筆仕上げとする。(定規を用いなくてもよい。)
- 記入寸法の単位は、mmとする。なお、答案用紙の1目盛は、4.55mm(部分詳細図(断面)にあつては、10mm)である。
- シックハウス対策のための機械換気設備等は、記入しなくてよい。

要求図書 ()内は縮尺	特記事項
(1)1階平面図兼配置図(1/100)	ア. 1階平面図兼配置図及び2階平面図には、次のものを記入する。 ・ 建築物の主要な寸法 ・ 室名等 ・ 「通し柱」を○印で囲み、「耐力壁」には△印を付ける。 ・ 断面図の切断位置及び方向
(2)2階平面図(1/100)	イ. 1階平面図兼配置図には、次のものを記入する。 ・ 敷地境界線と建築物との距離 ・ 道路から建築物へのアプローチ、駐車スペース、駐輪スペース、屋外テラス、門、塀、樹木、花壇等 ・ 道路から敷地及び建築物への出入口には、▲印を付ける。 ・ 部分詳細図の切断位置及び方向 ・ 住宅部分の廊下の床高、通り土間の床高、事務室の床高、屋外テラスの地盤面からの高さ ・ 屋外テラス…テーブル(6席) ・ 通り土間…テーブル(4席) ・ 事務室…机(6人分)、コピー機、本棚、ミニキッチン、冷蔵庫 ・ 倉庫…棚 ・ 便所(1)…洋式便器 ・ 洗面所(1)…洗面台 ・ 夫婦寝室…ベッド(2台) ・ 便所(2)…洋式便器 ・ 洗面所(2)…洗面台
(3)2階床伏図兼1階小屋伏図(1/100)	ア. 主要部材(通し柱、1階及び2階の管柱、胴差、2階床梁、桁、小屋梁、火打梁、棟木、母屋、小屋束など必要なもの)については、凡例の表示記号にしたがって記入し、断面寸法(小屋束を除く。)を凡例欄に記入する。ただし、主要部材のうち、平角材又は丸太材としたものについては、その断面寸法を図面上に記入する。なお、根太及び垂木については、記入しなくてよい。 イ. 火打梁の代わりに、構造用面材による床組とする場合には、胴差、床梁、桁を記入したうえで構造用合板の厚さ、釘の種類・打ち付け間隔を明記する。 ウ. その他必要に応じて用いた表示記号は、凡例欄に明記する。 エ. 建築物の主要な寸法を記入する。
(4)立面図(1/100)	ア. 南側立面図とする。 イ. 筋かいの位置を一点鎖線で記入する。 ウ. 建築物の最高の高さを記入する。
(5)断面図(1/100)	ア. 切断位置は、1階の通り土間及び2階を含む部分とする。また、少なくとも1階・2階いずれかの開口部を含むものとする。 イ. 建築物の外形、床面及び天井面の形状がわかる程度のもので、構造部材(梁、基礎等)については、記入しなくてよい。 ウ. 建築物の最高の高さ、軒高、階高、天井高、1階床高、屋根勾配、開口部の内法寸法及び主要な室名等を記入する。
(6)部分詳細図(断面)(1/20)	ア. 切断位置は事務室とし、外壁を含む部分とする。 イ. 作図の範囲は、基礎及び床の部分(床の仕上面からの高さ1,000mm以上)とし、外壁の柱心から1,000mm以上とする。 ウ. 主要部の寸法等を記入する。 エ. 主要部材(基礎、土台、大引、1階根太など必要なもの)の名称・断面寸法を記入する。 オ. アンカーボルト等の名称・寸法を記入する。 カ. 外気に接する部分(外壁、床、その他必要と思われる部分)の断熱・防湿措置を記入する。 キ. 主要な部位(外壁、内壁、床)の仕上材料名及び下地材料名を記入する。
(7)面積表	ア. 建築面積、床面積及び延べ面積を記入する。 イ. 建築面積及び床面積については、計算式も記入する。 ウ. 面積の数値は、小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てる。
(8)計画の要点等	・ 建築物等の計画に関する次の①～③について、具体的に記述する。 ① 建築設計事務所部分の計画について、工夫した点 ② 建物の外観について、工夫した点 ③ 屋外施設の計画について、工夫した点